

岩手県告示第910号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営満倉地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市水沢区佐倉河字西田中	76番	畑	田	651	100
奥州市水沢区佐倉河字中ノ目	62番	田	〃	677	75
奥州市水沢区佐倉河字石切	136番	〃	〃	879	50.30